

記載例

様式第1号（第7条関係）

安曇野市保育料軽減事業補助金交付申請書

下記のとおり記入をお願いします。

- ① 令和7年4月以前の入園の方…令和7年4月1日
- ② 令和7年5月以降の入園の方…利用開始日
- ③ ①・②のうち提出期限後に申請する方…提出日

令和7年4月1日

(宛先) 安曇野市長

申請者（保護者）

住所 安曇野市豊科0000番地

氏名 安曇野 太郎



電話 090-000-0000

次のとおり、安曇野市保育料軽減事業補助金の交付申請をします。

1 補助金の対象となる子ども

子ども 氏名	安曇野 二郎	生年 月日	令和4年8月1日
施設名	安曇野保育園	利用 期間	令和7年4月 ~ 令和8年3月
利用 時間	午前 8時30分 ~ 午後 4時30分 （1日当たり 8時間 ）		

2 子どもの状況

続柄	氏名	生年月日	生計の同一
第1子	安曇野 一郎	平成24年5月5日	有 ・無
第2子	安曇野 二郎	令和4年8月1日	有 ・無
第3子	安曇野 三郎	令和7年1月1日	有 ・無
第4子		年 月 日	有・無
第5子		年 月 日	有・無
第6子		年 月 日	有・無

3 補助金の申請額

① 保育料の金額及び利用月数	1月当たり 30,000 円 (12 ヶ月)
② 補助金の額及び利用月数	1月当たり 15,000 円 (12 ヶ月)
③ 対象経費に係る他の補助金の受給の有無	有・ 無
④ 申請額 (②×利用月数)	180,000 円

※保育料の金額に食事代は含まれません。

※②の補助金の額について、該当する区分に「○」をつけてください。

区分	補助金の額	該当
市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第1子	保育料の半額 上限：月額21,000円	
市町村民税所得割合算額57,700円未満の世帯の第2子以降	保育料の全額 上限：月額42,000円	
市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第2子	保育料の半額 上限：月額21,000円	○
市町村民税所得割合算額57,700円以上の世帯の第3子以降	保育料の全額 上限：月額42,000円	

4 個人情報閲覧の同意

補助金の交付申請に当たり、住民登録状況、税情報及び市税等の滞納情報を、閲覧・調査することについて同意します。

保護者氏名 (父) **安曇野 太郎** **印** 連絡先：**090** — **0000** — **0000**

保護者氏名 (母) **安曇野 花子** **印** 連絡先：**080** — **0000** — **0000**

5 振込口座

金融機関	あづみ野	銀行 ・金庫 農協・信組	豊科	本店・ 支店 本所・支所
種目	普通 ・当座・貯蓄・その他	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
ふりがな	あづみの たろう			
口座名義	安曇野 太郎			

※申請者と口座名義人が同じになるようにお願いいたします。

(その他)

生活維持のための資金が不足するため、概算払を希望します。

当補助金は、交付決定額の1/2以内において概算払をすることが可能です。

希望がある場合は、記載例を参考に理由を記入してください。

対象者には8月～9月頃に概算払請求書を送らせていただきます。

6 交付の条件

(1) 交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付すること。なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。

(2) 安曇野市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。